

佐倉市立千代田小学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月
佐倉市立千代田小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもつことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識をもって、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

千代田小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

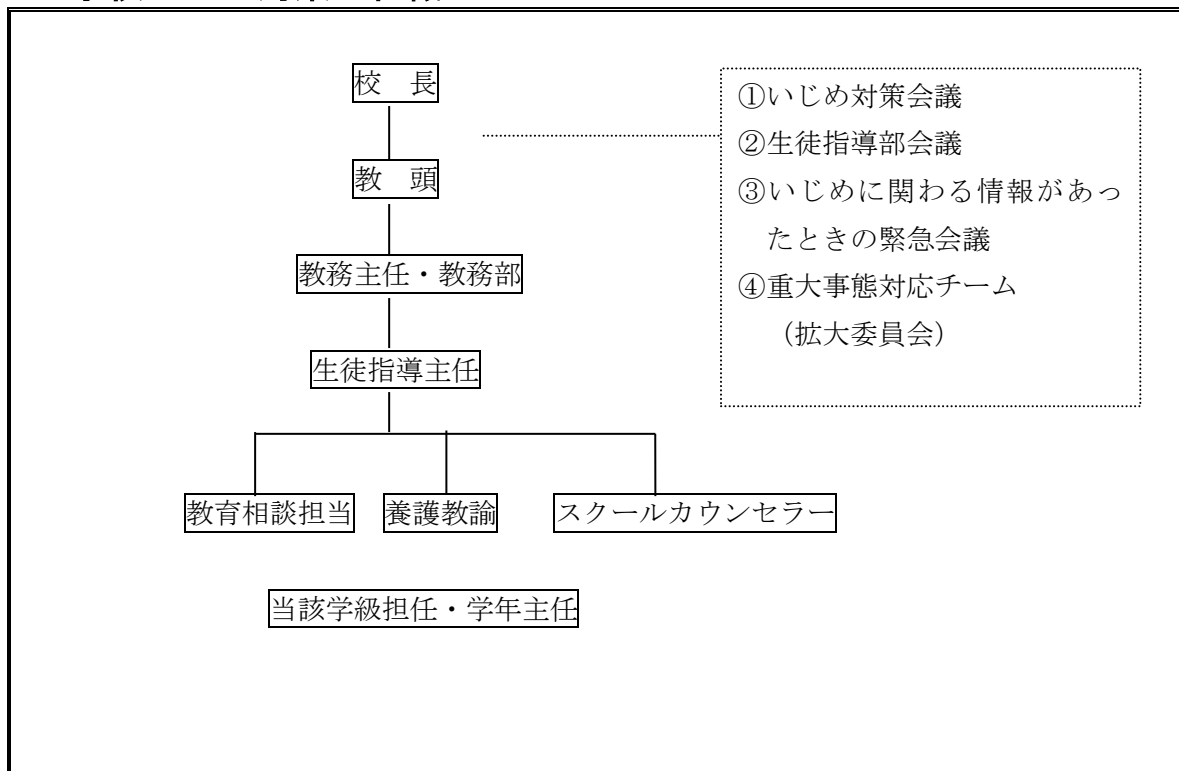
「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

一方、「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすい傾向にあります。よくある場合として、トラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や、最初に被害を受けた児童がやり返したりする事もあります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことが挙げられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの。
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけたふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの。）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為。）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン、メールなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報を無断で掲載されたりするもの。）

4. 学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議（企画会議クラス）

○メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 低中高学年主任 特支学級担任
 養護教諭（教育相談担当） （スクールカウンセラー）

- ・年間3回開催（6月、11月、2月に実施）
- ・学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

②生徒指導部会議（生徒指導推進委員会クラス）

○メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 各学年1名
(スクールカウンセラー)

- ・月1回のアンケートをもとに、気になる情報の収集と対応策の検討。
- ・週2回、いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- ・情報があった場合、状況に応じて①または③の会議を招集・機能化させる。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

③いじめに関わる情報があったときの緊急会議

○メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭（教育相談担当）
関係学年主任・担任・（スクールカウンセラー）等

- ・いじめ情報があった場合に招集する。
- ・情報の収集と記録の作成。その後、適切な保存・管理。
- ・具体的な対応策と情報の共有。

④重大事態対応チーム（拡大委員会）

○メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭（教育相談担当）
関係学年主任・担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
教育委員会担当者等

- ・重大ないじめ事態又はいじめ重大事態に発展するおそれがある事案が発生した場合に設置する。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会等の外部専門家の参加を求め、専門的かつ組織的に対応する。
- ・当該事案については、速やかに教育委員会へ報告するとともに、事実関係の調査、児童の安全確保、心のケア及び始発防止に向けた取り組みを計画的に実施する。

5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細やかな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての子どもたちの長所を発見しながら、自己存在感をもてるような教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。教

師の姿勢としては、児童を傷つける差別的な発言や、体罰がいじめを助長することにつながることを認識し、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

生徒指導の重点目標（千葉県教育委員会より） ※参考資料（令和7年度版）

- ① SOSの出し方教育と教育相談体制の充実
- ② 多様な教育機会の確保等に向けた不登校児童生徒及び保護者への支援の充実
- ③ いじめ、暴力行為の未然防止
- ④ 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりの推進
- ⑤ 児童生徒を取り巻く課題の解決に向けた学校、家庭、関係機関、地域の連携強化

千代田小学校では、

I 児童の豊かな心を育てる

II いじめや問題行動の兆候を早期に発見する体制づくり

の2本の柱を通していじめの未然防止に努めるとともに、県の「生徒指導の重点目標」に示された、

- ① SOSの出し方教育と教育相談体制の充実と
 - ④教科の指導と生徒指導の一体化させた授業づくりの推進
- に特に力を入れて取り組んでいくものとします。

I 児童の豊かな心を育てる

（県の施策『④教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりの推進』）

（1）授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践をめざします。

- ①自己存在感の感受
- ②共感的な人間関係の育成
- ③自己決定の場の提供
- ④安全・安心な風土の醸成

（2）道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

《具体的な指導教材》

以下に示す学年ごとの中から、児童の実態に合わせた選択をして活用し、道徳の時間で考えさせていきます。

1年

教材名	ね ら い
ダメ！（善悪の判断、自律、自由と責任）	物事の善悪についての的確に判断し、自ら正しいと信じることを進んで行おうとする態度を育てる。
はしの上のおおかみ（親切、思いやり）	身近にいる友達や幼い子などに対して、優しい気持ちで温かく接し、親切な行動ができるようにする。
いのちのはじまり（生命の尊さ）	生命の尊さや、生きていることのすばらしさについて考え、生命を大切にし、それを実践しようとする意欲や態度を育てる。

2年

教材名	ね ら い
ごみすて（公正、公平、社会主義）	自分の好みや利害による偏見をもつことなく仲間と公正、公平に接することができるようにする。
電車の中で（親切、思いやり）	困っている相手のことを思いやり、温かい心で親切にすることができるようにする。
やっと会えたね（生命の尊さ）	生命の尊さを体全体で感じ取り、生命あるもの全てを大切にすることができるようにする。

3年

教材名	ね ら い
気づく心（親切、思いやり）	相手のことを思い、親切にすることのよさに気づき、進んで親切にすることができるようにする。
手伝う心（親切、思いやり）	相手のことを思いやり、すすんで親切にできるようにする。
光祐くんのアサガオ（生命の尊さ）	生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすることができるようにする。

4年

教材名	ね ら い
泣いた赤おに（友情、信頼）	助け合っていくことのよさに気付き、友達とよい関係を築いていこうとする心情を育てる。
心と心のあく手	相手の気持ちや状況を考えて、進んで親切にすることができる

(親切、思いやり)	ようにする。
おばあちゃんとの思い出(生命の尊さ)	生命の尊さを知り、生命あるもの全てを大切にすることができるようにする。

5年

教材名	ね ら い
モントゴメリーのバス(公正、公平、社会正義)	差別や偏見をなくすにはどうしたらよいかを考え、正義ある姿で人と接することができるようにする。
だれかをきずつける機械ではない(公正、公平、社会正義)	誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正・公平で正義ある姿で接することができるようになる。

6年

教材名	ね ら い
友達だからこそ(友情、信頼)	友達と互いに信頼し学び合って友情を深めることの意義について多面的に考え、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を養う。
父の言葉(親切、思いやり)	誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場に立った親切な行動ができるようにする。
ひきょうだよ(公正、公平、社会正義)	誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正・公平に接しようとする気持ちをもつことができるようにする。

(3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

※異学年交流は感染症などの罹患状況によって実施するかどうか判断します。

1年

活動内容	実施月	ね ら い
昔遊びを楽しむ会	1月	地域のお年寄りとの交流を通して、人と関わることの喜びを味わうことができるようにする。

2年

活動内容	実施月	ね ら い
町探検	1 1月	地域で働く人の楽しさや苦勞を知る。 班活動を見守るボランティアの方への感謝の気持ちをもつことができるようにする。
昔の生活、遊び発表会	2月	異学年交流をすることで、下学年への接し方を学び、人間関係を深めることができるようにする。

3年

活動内容	実施月	ね ら い
地区探検	5月	地域の方との交流を通して、自分たちのすむ地域についてよく知り、地域の中で生活する喜びを味わうことができるようにする。 体験活動を通して新学期における新たな人間関係を作ることができるようにする。
校外学習	9月	体験活動を通して新たな人間関係を作るとともに、地域のことを知る喜びを味わうことができるようにする。

4年

活動内容	実施月	ね ら い
校外学習	1 0月	施設での体験活動を通して、学校では体験できない内容に触れることで学習に対する興味を高める。

5年

活動内容	実施月	ね ら い
宿泊学習	7月	協力して活動することにより、お互いのよさを見つけ助け合うことができるようにする。

6年

活動内容	実施月	ね ら い
修学旅行	1 1月	修学旅行におけるさまざまな活動を通して、自ら行動することの大切さや友達と協力することの大切さ、規律を守ることの大切さを理解し、実践させる。

(4) 児童会を中心とした取り組み

児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

①児童集会の充実

児童主体とした集会を年間に位置づける。集会の歌「にじ」を中心に、全校児童で歌を歌う機会を多く経験することにより、子どもたちの豊かな心を育むことを目指していきます。また、各委員会に発表の場を設け、学校生活に関わる取り組みや課題について全校で共有する機会とします。この取り組みを通して、いじめを許さない意識や、よりよい人間関係づくりへ関心を高めていきます。

月	児童集会・児童会活動
4	スクールガードさんお願いしますの会
5	1年生を迎える会・陸上大会壮行会
6	児童集会（保健・環境委員会発表）
7	夏休み前集会（運営委員会発表）
9	夏休み明け集会
10	音楽発表会壮行会・ひびけ歌声集会（低学年）
11	人権集会・（図書・放送委員会発表）・ひびけ歌声集会（高学年）
12	冬休み前集会（体育・給食委員会発表）（お楽しみコンサート）
1	冬休み明け集会
2	スクールガードさんありがとうの会・6年生を送る会

②月別生活目標での重点活動（全校での取り組み）

いじめを許さない心や他人を思いやる気持ちを育てることを目標にして、全クラスが以下に示す重点活動に取り組み、代表委員会において、その実施状況を報告し合うなど、自治的活動を行います。

月	生活目標	重点指導目標
4	気持ちのよいあいさつをしよう。 ろうかを正しく歩こう。	<ul style="list-style-type: none"> ・担任の先生に元気にあいさつをしよう。 ・朝、教室に入るときに大きな声であいさつしよう。 ・ガードボランティアさんに進んであいさつをしよう。 ・しっかりと返事をしよう。 ・ろうかの右側を歩こう。 ・ろうかをしずかに歩こう。
5	きれいにそうじをしよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の会話でそうじをしよう。 ・取りかかりをはやくしよう。 ・身支度をきちんとしよう。〔役割、時間、めあて〕
6	すすんで読書をしよう。 ※「図書室の使い方」の指導と関連	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな本を見つけよう。 ・いろいろなジャンルの本を読もう。 ・たくさん本を読もう。
7	これまでの生活のまとめをしよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・4月から7月の行動を振り返り自分の成果を知ろう。

		・できなかった生活目標は達成できるようにがんばろう。
9	生活のリズムをととのえよう。	・早寝、早起き、朝ごはんを身につけよう。 ・しっかりとあいさつをしよう（先生、友達に、地域の人に） ・時間を守ろう。
10	やさしい心ですごそう。 ※児童集会等で「やさしい言葉や行動」について考えるとともに、学校での実践につながる取り組みを推進する。	・ていねいな言葉を使おう。 ・たくさんの友達とあそぼう。 ・相手の気持ちになって、やさしい言葉で話そう。 ・友達のよいことさがしをしよう。
11	進んで運動しよう。	・外で元気に運動しよう。 ・目標を決めて元気アップチャレンジに取り組もう。
12	これまでの生活のまとめをしよう。	・9月から12月の行動を振り返り自分の成果を知ろう。 ・できなかった生活目標は達成できるようにがんばろう。
1	寒さに負けずに体を動かし、健康にすごそう。	・手洗い、うがいをしっかりしよう。 ・衣服の調節を心がけよう。 ・ハンカチ、ちり紙を携帯しよう。 ・給食をしっかり食べよう。 ・縄跳び運動に取り組もう。 ・場所に合わせてマスクをつけよう。
2		
3	一年間のまとめをしよう。	・できなかった生活目標がまもれるようにしよう。 ・1年間の反省をしよう。 (・6年間の集大成を迎えよう。)

○気持ちのよいあいさつをしよう。

- ・先生方や友達、お客様に元気にあいさつをしよう。
- ・朝、教室に入るときに大きな声であいさつをしよう。
- ・スクールガードボランティアさんに進んであいさつをしよう。

○やさしい心ですごそう

- ・ていねいな言葉を使おう。
- ・たくさんの友達とあそぼう。
- ・相手の気持ちになって、やさしい言葉で話そう。
- ・友達のよいところさがしをしよう。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

『ネット上のいじめ』に関しては、

- ・不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなること
- ・ネットがもつ匿名性から安易に書き込みが行われる結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと
- ・子どもたちが利用する SNS やメッセージアプリ、オンラインゲームのチャット機能、

動画共有サイト等のインターネットサービスを通じて、個人情報や画像、動画等の情報が容易に発信・拡散される状況がある。これらの情報が意図せず共有されたり、加工・悪用されたりすることで、誹謗中傷やトラブル、いじめにつながるおそれがあること

- ・保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難であること

などの点が指摘されています。そこで、以下の点を中心に取り組んでいきます。

○情報機器のもつ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたります。

(具体的活動内容)

- ・保護者会での保護者への啓発
- ・児童集会での話（生徒指導担当より）
- ・道徳・学級活動の時間を使っての「情報モラル」の周知
- ・ICT 指導員と連携した情報モラルの学習の実施

(6) 保護者への啓発活動

○年度当初に、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、保護者への協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動
- ・保護者会等を通しての啓発活動
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動

(7) 人権週間の取り組みによる啓蒙

12月上旬の10日間を「人権週間」として取り組む。学年の発達段階、実態に応じて低中高別に以下に示す授業を実施する。

○人権集会の実施をする。

○道徳の授業を活用した取り組みを行う。（生命尊重・友情信頼・思いやり）

○人権に関する本の読み聞かせをし、学級で話し合う。

○授業実施後の記録を提出する。

<例> 【低学年】絵本『カーくんと森のなかまたち』の読み聞かせを通し、思いやりの心について考える。（道徳授業としての取り組み）

【中学年】DVD『ひびけ心のリコーダー』を視聴し、友情・信頼・助け合いについて考える。（道徳授業としての取り組み）

II いじめや問題行動の兆候を早期に発見する体制づくり

(県の施策「①SOSの出し方教育と教育相談体制の充実」)

(1) 生活アンケートの実施 (毎月末)

①目的

- ・児童の生活の様子を把握する。
- ・問題行動・問題事項 (いじめ等) の早期発見・早期指導の一機会とする。

②実施期間

- ・月末

③対象児童

- ・学校の全児童

④方法

- ・学校もしくは家庭でアンケートを実施。※記名式

➡アンケートで気になる内容があった場合、担任が個別に児童に聞き取り調査を行う。

⑤アンケートの内容

- | | | | | |
|--------------------|-------|-----|-----|-----|
| 1) 学校や家庭は楽しいか。 | はいとても | はい | ふつう | いいえ |
| 2) 困っていることはあるか。 | はい | いいえ | | |
| 3) まわりで困っている人はいるか。 | はい | いいえ | | |
| 4) 何か相談したいことやお願い事 | | | | |

(2) 「先生と話そう週間」の実施 (年3回)

①目的

- ・児童の話を傾聴することにより、お互いの関わり合い、日頃から何でも話せる関係作りをする。
- ・一人一人の児童理解を一層深め、学級内における人間関係の把握をする。
- ・問題行動・問題事項 (いじめ等) の早期発見・早期指導の一機会とする。

②実施期間

- ・6月、11月、2月に実施する。
- ・事前アンケート実施：6月、11月、2月の第1週目

③対象児童

学級児童全員に実施する。ただし、いちょう学級に限り必要に応じて実施する。

④実施方法

①事前アンケートの実施

(内容)

- 1) 今日の朝、朝食を食べましたか。

- 2) 家の人や先生、友だちにきちんとあいさつしていますか。
- 3) 友だちとはなかよくできていますか。
- 4) 昨日の昼休みどこで遊びましたか。(どんな遊びを何人で)
- 5) 学校は楽しいですか。
- 6) 学校のことを家で話しますか。
- 7) 昨日の夜何時に寝ましたか。
- 8) 担任の先生の他に相談してみたい先生はいますか？
- 9) 今困っていることや相談してみたいこと、先生にお願いしたことを書いてください。

② アンケート結果を児童カルテに取りまとめる。(担任)

③ 他に相談したい先生がいる場合、担任以外の先生に話を聴いてほしい児童がいる場合は、養護教諭へ報告する。

④ 相談の実施

○人の出入りがある場所では実施しない。(相談に集中するため)

○学級の時間を利用し期間内に実施する。

○一人3～5分程度 ※全員おおむね同じ時間にする。

※1コマにて8～13人程度実施可能、各クラス2～3コマ確保が必要

⑤ 相談の内容

話の内容が他の児童に聞こえないように工夫し、どの児童にも次の3点については必ず確認を行う。

○児童本人の思い・悩み

・何か困っていることはありますか？

○児童の人間関係

・友達のこと何か困っていることはありますか？

・誰とよく遊んだり、過ごしたりすることが多いですか？

○友達の思い・悩み

・お友達で悩んでいたり困っていたりしている人を知っていますか？

○今がんばっていることや好きなことや、楽しいと思うことや時間等について聞き、他の児童と同じ時間を共有する。

⑥ 相談記録を「児童カルテ」に記入

○すべての児童の相談が終了したら、「児童カルテ」を養護教諭へ提出する。

○養護教諭がチェックし、必要に応じて管理職に報告する。

⑤ 留意事項

○児童との関係作りをする。

○児童が安心して相談できる雰囲気作りをする。

○児童の心情を聞くことを中心に考え、指導に当たらない。

○どんな相談に対しても真剣に取り組む姿勢を示す。

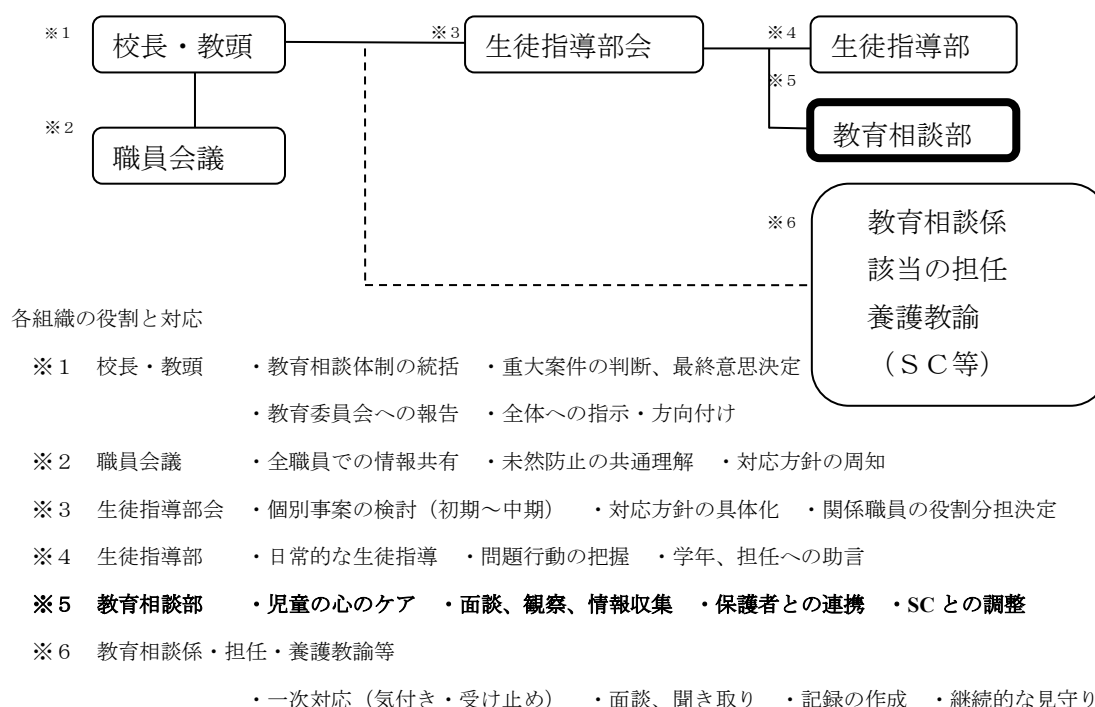
○秘密は厳守されていることを伝える。他の教師に伝えた方がよい内容であれば、そのことの許可を得る。

- 大きな問題が出てきた場合は、後日時間を設けることを約束する。
- 特別に必要と思われること以外は記録しない。また、必要な場合は本人の了解を得てから記録する。
- 教育相談週間があることを事前に児童に話し、児童に心づもりをさせておく。掲示物でも知らせる。
- 終了後、学年で情報交換し、必要な場合はチームで相談支援体制をとる。
- 児童が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整える。

⑥相談箱の設置

- ・困ったことやお願いしたいこと等を必要に応じて記入し、相談箱へ入れる。担任が記入の仕方を説明する。相談箱の前にも用紙は置いておく。
- ・設置場所：本校舎1階 保健室前

⑦教育相談における組織編成



6. いじめを発見したときの早期対応策

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。

そのことを踏まえ、いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しながら以下に示す点について組織的に対応していきます。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守ります。
- ・日記等から気になることを発見します。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有し合います。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、生徒指導部会を中心に、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します（時系列、児童別等）。
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策会議で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の対応について共通の認識をもって指導にあたります。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、協力を依頼します。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性をもった人材や外部組織を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添って支える体制をつくります
- ・いつでも相談できる体制を作ります。

(3) いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をします。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
- ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性をもった人材や外部組織を活用して指導にあたります。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

(4) いじめを行った保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
- ・関係者と同席で、事実関係の確認を行います。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童に対しても安心・安全な学校生活への支援、健全な人格の発達に配慮します。
- ・自分の課題とすべき点について反省させるとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をとることを伝えます。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、支援します。

(被害者、加害者とも)

- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

(7) いじめの解消

「解消」とするにあたっては、少なくとも次の2つの要件を満たしていることとします。

- ① 「いじめの行為が止んでいること」 (少なくとも3ヶ月以上を目安とします)
- ② 本人、保護者と面談等による確認をし、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」

7. 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめによって児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い、または長期欠席を余儀なくされている疑い」があることです。

<1号重大事態>

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身等に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

<2号重大事態>

- いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合 (30日が目安)

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。
- 重大事態対応チームは、校長の判断のもと直ちに召集し、組織的な対応にあたる。
- 重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。
- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係に

どのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

(客観的な事実関係を速やかに調査します。)

○いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。

※調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版)、「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)により、適切に実施します。

(2) 調査に関わるいじめを受けた児童及び保護者への対応

○保護者への必要な情報の提供をします。

○調査結果について、丁寧に説明します。

○事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8. 年間計画 ※感染状況により中止や変更があります。

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業式・入学式 ・ 生徒指導研修会 ・ 授業参観 保護者会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間、学年間の情報交換 ・ いじめに関わる共通理解(職員研修) ・ R8年度学校いじめ防止基本方針の周知 ・ SOSの出し方教育の実施 ・ 保護者会を通じた「いじめ対策」についての説明 ・ 定期的なアンケートの実施
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生を迎える会 ・ 地区訪問 ・ 地区探検 ・ 運動会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年生を迎える会を通じた異学年間の人間関係づくり ・ 3年生地区探検を通じた人間関係づくり ・ 定期的なアンケートの実施 ・ 運動会を通じた異学年間の人間関係づくり
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 ・ 3校合同研修会 (指導室訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期教育相談(児童面談) ・ 近隣学校との情報共有 ・ 情報モラル教室 ・ 話し合い活動(各学級) ・ 定期的なアンケートの実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊学習 ・ 児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策会議の実施(進行状況の確認) ・ 5年生宿泊学習を通じた人間関係づくり ・ 定期的なアンケートの実施
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修会

		・佐倉市いじめ防止子どもサミット(代表児童参加)
9月	・児童集会 ・個人面談(全家庭対象)	・佐倉市いじめ防止子どもサミット報告 ・定期的なアンケートの実施
10月	・個人面談(全家庭対象) ・ひびけ歌声集会(低学年)	・定期的なアンケートの実施 ・歌声集会を通した異学年間の人間関係づくり ・「いのちを大切に作るキャンペーン」の取り組みに対する全校への紹介
11月	・教育相談 ・修学旅行 ・ひびけ歌声集会(高学年)	・定期教育相談(児童面談) ・特別活動での情報教育 ・6年生修学旅行を通した人間関係づくり ・歌声集会を通した異学年間の人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施
12月	・個人面談(希望制)	・人権啓発活動(人権週間)について全校への紹介 ・いじめ対策会議の実施(進行状況の確認) ・定期的なアンケートの実施
1月	・むかし遊びの会 ・授業参観	・1年生「昔遊びを楽しむ会」を通した人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施
2月		・教育相談月間 ・学校評価アンケート ・定期的なアンケートの実施
3月	・卒業式 ・修了式	・いじめ対策会議の実施(評価) ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成 ・定期的なアンケートの実施 ・基本方針の見直し

9. その他

- ・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し・改善をしていくこととします。

10. 今年度の改正点

- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の追記
- ・組織図の詳細追記
- ・いじめ重大事態の調査における方針の追記
- ・道徳教材の内容の確認
- ・体験学習の各学年の内容や実施月